

はじめに

この運営方針は、区で定める放課後児童健全育成事業の支援の質を確保し、事業の安定及び継続性の確保を図り、且つ、子どもの視点に立ち、子どもにとって安心して過ごせる場となるよう、放課後児童健全育成事業を望ましい方向に導くものである。

【策定にあたっての方向性】

- 子どもの視点に立ち、子どもにとって楽しく安心して過ごせる場となるよう区で定める支援の質やより良い環境を示す
- 子どもが成長し発達する力を尊重し、それを保護者や社会が支援することの必要性を重視する立場を明確にするため「成育支援」という言葉を使用

第1章 総則

この運営方針は、関係法令に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（放課後児童クラブ）に関連する事項を定めるとともに、措置を命じる場合の処分基準、勧告を行う場合における指導基準の性格を有するものとする。

第2章 子どもの成育支援

- 成育支援の内容
 - 7つの目標とする居場所とするために、放課後児童健全育成事業における成育支援の目指すべき内容として具体的に整理した。（図1）
- 配慮を要する子どもへの支援
- 児童虐待等、特別な配慮を必要とする子どもへの支援
- 緊急時の支援
- 子どもの主体性を大切に一人ひとりの成長に合わせた支援
- 子どもの成育支援を通じて育みたい資質・能力（育ってほしい姿）
 - 子どもたちが自ら放課後の過ごし方を考えて、身体・心の健康、体力向上、遊び、学び、社会性、創造性、主体性、自己肯定感、知的好奇心等の育みを目指す。

第3章 保護者との連携

信頼関係を築き、保護者が安心して子育てと仕事のバランスをとれるよう支援するため、「保護者との連絡」「保護者や保護者組織（父母会等）との連携」「情報提供や相談支援」について示した。

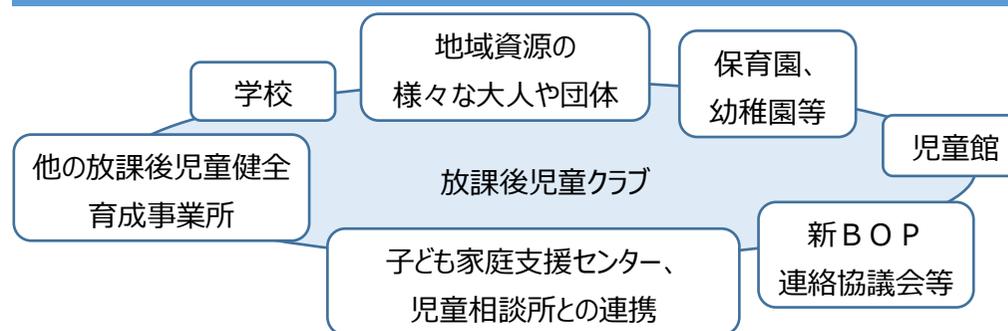
第4章 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営

運営主体が運営するにあたり遵守すべき事項などを示した。

- 1 職員体制
- 2 子ども集団の規模（支援の単位）
- 3 開所時間及び開所日
- 4 開所及び利用の開始等に関わる留意事項
- 5 運営主体
- 6 事業計画及び評価
- 7 補食



第5章 関係機関との連携



第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

「遊び等の活動拠点」「生活の場」としての機能を備え、衛生的かつ安全な専用区画を確保すること。また、衛生管理及び安全対策についても示した。

- 衛生管理
- 事故やけが防止と対応
- 防災及び防犯対策

第7章 職員について

- 職員採用
- 実務を通じた教育訓練（OJT）、職員間での学びや気づきの共有
- 職場外の研修（OFF-JT）



理念

子どもが安心して、楽しく・自由に遊べる環境のもとで、生きる力と主体性を伸ばし、成育を支えます

第8章 職場倫理及び事業内容の向上

- 1 社会的責任と職場倫理
- 2 要望及び苦情への対応
- 3 事業内容向上への取り組み
 - ・自己評価及び利用者評価又は第三者評価
 - ・記録の保管・情報の開示

図1

7つの目標	目指すべき内容
子どもが楽しく過ごし、行きたいと思えるような居場所	子どもが楽しく自由に遊び、やりたいことを実現できる運営を行うこと。おもちゃや道具など、子どもの楽しそうという興味を刺激するものがあり、自由に遊べる環境を整えること。
子どもが様々な遊びや学び、体験ができる居場所	子どもそれぞれの成長や発達に合わせ、子どもの発想を大切にしたい遊び、身体を動かす遊び、外遊びなどの多種多様な遊びを、子どもの視点からサポートすること。
子どもが自由に発言でき、子どもの意見・意向が大切にされる居場所	日常活動において、子どもの意見や気持ちと向き合い尊重すること。日常運営の中で、互いに違っていいという環境を整える。子どもが悩みや相談事を気軽に話せるような信頼関係を築くよう努めること。
子どもが安全で安心して過ごせる居場所	子どもが安全・安心に過ごせるよう施設や設備を整備するとともに遊具やおもちゃのメンテナンスを行う。設備基準に則り、くつろげるスペースや休養スペースなどを確保すること。
子どもが健やかに成長できる居場所	日々の体調や心身の健康を把握し対応するなど、日々の変化に留意する。
多様な子どもがお互いを尊重し、合理的配慮のもと、ともに過ごせる居場所	多様な子どもが過ごす場として、子どもが安心して過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊か過ごせるよう合理的な配慮のもと成育支援を行うこと。
家庭における子育てをしっかりと支えられる居場所	保護者と連携した成育支援を行う。